

総務財政委員会 案件一覧

(令和7年11月26日開催分)

○付託議案審査 7件

部局	(案)上程順	件 名	資料番号	説明者(所管課長名等)
総務部	1	第156号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	1	堀江 人事課長
		第157号議案 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	2	
		第153号議案 大田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例	3	鈴木 総務課長
		第154号議案 大田区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例		
		第155号議案 大田区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例		
		第158号議案 大田区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例		
		第159号議案 大田区議會議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例		

総務財政委員会
令和7年11月26日
総務部 資料1番
所管 人事課

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の主な内容

(1) 給料表 [第5条 別表第1・2・3・4・5]

項目	内 容
行政職給料表 (一) (二)	・行(一)について、若年層に重点を置きつつ、 全ての級及び号給について、給料月額を引上げる。
医療職給料表 (一) (二) (三)	・その他の給料表は、行(一)との均衡を考慮した改定を行う。

(2) 特別給（期末手当・勤勉手当）[第21条]

- 年間の支給月数を0.05月引上げ（現行4.85月→4.90月）
- 引き上げ分は、民間の状況等を考慮し、期末手当及び勤勉手当に均等に配分する。

【現行】一般職員の場合（再任用職員以外の職員）

	6月	12月	計
期末手当	1.250月	1.250月	2.500月
勤勉手当	1.175月	1.175月	2.350月
計	2.425月	2.425月	4.850月

【改正後】

	令和7年度			令和8年度以降		
	6月	12月	計	6月	12月	計
期末手当	1.250月	1.275月	2.525月	1.2625月	1.2625月	2.525月
勤勉手当	1.175月	1.200月	2.375月	1.1875月	1.1875月	2.375月
計	2.425月	2.475月	4.900月	2.450月	2.450月	4.900月

2 改正理由

- (1) 紙与等実態調査により、職員の給与が民間従業員の給与を下回っていた較差
14,860円(3.80%)を解消するため、給料表を改定する。
人材確保の観点、民間企業や国における初任給の動向を踏まえて初任給を引上げる。
- (2) 民間の特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.05月引上げ4.9月とする。

3 施行予定日

- (1) 公布の日。給料表の改定は令和7年4月1日から適用する。
- (2) 令和7年度分は公布の日、令和8年度以降分は令和8年4月1日。

職員の給与に関する条例（第1条による改正）新旧対照表

新	旧
<p>○職員の給与に関する条例 昭和26年10月16日 条例第19号</p> <p>第1条から第9条の2まで（現行のとおり） (初任給調整手当)</p> <p>第9条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から40年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から3年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後特別区人事委員会規則（以下「人事委員会規則」という。）で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表（一）の適用を受ける職員のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会が定めるもの 月額 <u>32万6,900円</u></p> <p>(2)・(3) (現行のとおり)</p> <p>2から3まで（現行のとおり） (期末手当)</p> <p>第21条 （現行のとおり）</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の63.75</u>」とする。</p> <p>4・5 (現行のとおり)</p> <p>第21条の2から第21条の3まで（現行のとおり） (勤勉手当)</p> <p>第21条の4 （現行のとおり）</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤</p>	<p>○職員の給与に関する条例 昭和26年10月16日 条例第19号</p> <p>第1条から第9条の2まで（略） (初任給調整手当)</p> <p>第9条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から40年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から3年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後特別区人事委員会規則（以下「人事委員会規則」という。）で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表（一）の適用を受ける職員のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会が定めるもの 月額 <u>31万5,200円</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2から3まで（略） (期末手当)</p> <p>第21条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第21条の2から第21条の3まで（略） (勤勉手当)</p> <p>第21条の4 （略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤</p>

新	旧
<p>務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の120</u>（第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員にあつては、<u>100分の137.5</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>4から6まで（現行のとおり）</p> <p>第21条の5から第23条まで（現行のとおり）</p> <p><u>別表第1から第5まで（略）（全部改正）</u></p>	<p>務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の117.5</u>（第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員にあつては、<u>100分の135</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の117.5</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」と、「<u>100分の135</u>」とあるのは「<u>100分の66.25</u>」とする。</p> <p>4から6まで（略）</p> <p>第21条の5から第23条まで（略）</p> <p><u>別表第1から第5まで（略）（全部改正）</u></p>

職員の給与に関する条例（第2条による改正）新旧対照表

新	旧
○職員の給与に関する条例 昭和 26 年 10 月 16 日 条例第 19 号	○職員の給与に関する条例 昭和 26 年 10 月 16 日 条例第 19 号
第 1 条から第 20 条まで（現行のとおり） (期末手当)	第 1 条から第 20 条まで（略） (期末手当)
第 21 条（現行のとおり）	第 21 条（略）
2 期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100 分の 126.25</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100 分の 108.75</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100 分の 127.5</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100 分の 110</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100 分の 1 26.25</u> 」とあるのは「 <u>100 分の 71.25</u> 」と、「 <u>100 分の 108.75</u> 」とあるのは「 <u>100 分の 62.5</u> 」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100 分の 1 27.5</u> 」とあるのは「 <u>100 分の 72.5</u> 」と、「 <u>100 分の 110</u> 」とあるのは「 <u>100 分の 63.75</u> 」とする。
4・5（現行のとおり）	4・5（略）
第 21 条の 2 から第 21 条の 3 まで（現行のとおり） (勤勉手当)	第 21 条の 2 から第 21 条の 3 まで（略） (勤勉手当)
第 21 条の 4（現行のとおり）	第 21 条の 4（略）
2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に <u>100 分の 118.75</u> （第 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定する職員にあつては、 <u>100 分の 136.25</u> ）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に <u>100 分の 120</u> （第 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定する職員にあつては、 <u>100 分の 137.5</u> ）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100 分の 1 18.75</u> 」とあるのは「 <u>100 分の 58.75</u> 」と、「 <u>100 分の 136.25</u> 」とあるのは「 <u>100 分の 67.5</u> 」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100 分の 1 20</u> 」とあるのは「 <u>100 分の 60</u> 」と、「 <u>100 分の 1 37.5</u> 」とあるのは「 <u>100 分の 68.75</u> 」とする。
4 から 6 まで（現行のとおり）	4 から 6 まで（略）
第 21 条の 5 から第 23 条まで（現行のとおり） <u>付 則</u> <u>（施行期日等）</u>	第 21 条の 5 から第 23 条まで（略）
1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、	

新	旧
<u>第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。</u>	
<u>2 第1条の規定（第21条第2項及び第3項並びに第21条の4第2項及び第3項の改正規定を除く。）による改正後の職員の給与に関する条例（以下「第1条による改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。</u>	
<u>（令和7年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給）</u>	
<u>3 令和7年4月1日から第1条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、同条の規定（第21条第2項及び第3項並びに第21条の4第2項及び第3項の改正規定を除く。）による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定める職員の第1条による改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。</u>	
<u>（施行日から令和8年3月31日までの間における異動者の号給の調整）</u>	
<u>4 施行日から令和8年3月31日までの間において、第1条による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第1条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</u>	
<u>（給与の内払）</u>	
<u>5 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。</u>	
<u>（委任）</u>	
<u>6 付則第3項から前項までに定めるものほ</u>	

新	旧
<u>か、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。</u>	

総務財政委員会
令和7年11月26日
総務部 資料2番
所管 人事課

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例について

1 改正の主な内容

特別給（期末手当）の支給月数を0.05月引き上げる。〔第16条及び第29条〕
引き上げ分は、民間の状況等を考慮し、期末手当及び勤勉手当に均等に配分する。

【現行】

	6月	12月	計
期末手当	1.250月	1.250月	2.500月
勤勉手当	1.175月	1.175月	2.350月
計	2.425月	2.425月	4.850月

【改正後】

	令和7年度			令和8年度以降		
	6月	12月	計	6月	12月	計
期末手当	1.250月	1.275月	2.525月	1.2625月	1.2625月	2.525月
勤勉手当	1.175月	1.200月	2.375月	1.1875月	1.1875月	2.375月
計	2.425月	2.475月	4.900月	2.450月	2.450月	4.900月

2 改正理由

常勤職員の特別給を引上げることを踏まえ、年間の支給月数を0.05月引上げる。

3 施行予定日

令和7年度分は公布の日、令和8年度以降分は令和8年4月1日。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（第1条による改正）新旧対照表

新	旧（現 行）
○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年 10 月 4 日 条例第 26 号	○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年 10 月 4 日 条例第 26 号
第 1 条から第 15 条まで (現行のとおり) (フルタイム会計年度任用職員の期末手当)	第 1 条から第 15 条まで (略) (フルタイム会計年度任用職員の期末手当)
第 16 条 (現行のとおり)	第 16 条 (略)
2 期末手当の額は、給料月額を基礎として規則で定める額に <u>100 分の 127.5</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、給料月額を基礎として規則で定める額に <u>100 分の 125</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
3 及び 4 (現行のとおり) (フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)	3 及び 4 (略) (フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)
第 16 条の 2 (現行のとおり)	第 16 条の 2 (略)
2 勤勉手当の額は、給料月額を基礎として規則で定める額に、 <u>100 分の 120</u> を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。	2 勤勉手当の額は、給料月額を基礎として規則で定める額に、 <u>100 分の 117.5</u> を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
3 及び 4 (現行のとおり)	3 及び 4 (略)
第 17 条から第 28 条まで (現行のとおり) (パートタイム会計年度任用職員の期末手当)	第 17 条から第 28 条まで (略) (パートタイム会計年度任用職員の期末手当)
第 29 条 (現行のとおり)	第 29 条 (略)
2 期末手当の額は、第 17 条及び第 18 条の規定により定めた基本報酬額を基礎として規則で定める額に <u>100 分の 127.5</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、第 17 条及び第 18 条の規定により定めた基本報酬額を基礎として規則で定める額に <u>100 分の 125</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
3 及び 4 (現行のとおり) (パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)	3 及び 4 (略) (パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)
第 29 条の 2 (現行のとおり)	第 29 条の 2 (略)
2 勤勉手当の額は、第 17 条及び第 18 条の規定により定めた基本報酬額を基礎として規則で定める額に、 <u>100 分の 120</u> を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。	2 勤勉手当の額は、第 17 条及び第 18 条の規定により定めた基本報酬額を基礎として規則で定める額に、 <u>100 分の 117.5</u> を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
3 及び 4 (現行のとおり)	3 及び 4 (略)
第 30 条から第 33 条まで (現行のとおり)	第 30 条から第 33 条まで (略)

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（第2条による改正）新旧対照表

新	旧（第1条による改正後の条例案）
○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年10月4日 条例第26号	○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年10月4日 条例第26号
第1条から第15条まで（略） (フルタイム会計年度任用職員の期末手当)	第1条から第15条まで（略） (フルタイム会計年度任用職員の期末手当)
第16条（略） 2 期末手当の額は、給料月額を基礎として規則で定める額に <u>100分の126.25</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3及び4（略） (フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)	第16条（略） 2 期末手当の額は、給料月額を基礎として規則で定める額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3及び4（略） (フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)
第16条の2（略） 2 勤勉手当の額は、給料月額を基礎として規則で定める額に、 <u>100分の118.75</u> を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3及び4（略） 第17条から第28条まで（略） (パートタイム会計年度任用職員の期末手当)	第16条の2（略） 2 勤勉手当の額は、給料月額を基礎として規則で定める額に、 <u>100分の120</u> を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3及び4（略） 第17条から第28条まで（略） (パートタイム会計年度任用職員の期末手当)
第29条（略） 2 期末手当の額は、第17条及び第18条の規定により定めた基本報酬額を基礎として規則で定める額に <u>100分の126.25</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3及び4（略） (パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)	第29条（略） 2 期末手当の額は、第17条及び第18条の規定により定めた基本報酬額を基礎として規則で定める額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3及び4（略） (パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)
第29条の2（略） 2 勤勉手当の額は、第17条及び第18条の規定により定めた基本報酬額を基礎として規則で定める額に、 <u>100分の118.75</u> を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3及び4（略） 第30条から第33条まで（略）	第29条の2（略） 2 勤勉手当の額は、第17条及び第18条の規定により定めた基本報酬額を基礎として規則で定める額に、 <u>100分の120</u> を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3及び4（略） 第30条から第33条まで（略）
<u>付 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。</u>	

総務財政委員会
令和7年11月26日
総務部 資料3番
所管 総務課

大田区特別職報酬等の改定について

1 給料・報酬月額の改定について

(1) 改定内容

一般職員に対する給与改定内容を踏まえ、給料・報酬月額を引上げる。

(2) 改定額一覧

		現行月額(円)	改定後月額(円)	増減額(円)	増減率(%)
区長等	区長	1,168,600	<u>1,208,300</u>	<u>39,700</u>	3.40
	副区長	937,800	<u>969,600</u>	<u>31,800</u>	3.39
委員会 教育	教育長	839,000	<u>867,500</u>	<u>28,500</u>	3.40
	※委員	248,800	<u>257,200</u>	<u>8,400</u>	3.38
委員会 選挙管理	※委員長	299,000	<u>309,100</u>	<u>10,100</u>	3.38
	※委員長 職務代理	268,800	<u>277,900</u>	<u>9,100</u>	3.39
	※委員	248,800	<u>257,200</u>	<u>8,400</u>	3.38
監査委員	※議員選出	173,300	<u>179,100</u>	<u>5,800</u>	3.35
	※議見	360,600	<u>372,800</u>	<u>12,200</u>	3.38
	常勤監査委員	632,600	<u>654,100</u>	<u>21,500</u>	3.40
区議会	議長	939,800	<u>971,700</u>	<u>31,900</u>	3.39
	副議長	792,800	<u>819,700</u>	<u>26,900</u>	3.39
	委員長	665,800	<u>688,400</u>	<u>22,600</u>	3.39
	副委員長	638,600	<u>660,300</u>	<u>21,700</u>	3.40
	議員	619,600	<u>640,600</u>	<u>21,000</u>	3.39

※印の職にある者には期末手当は支給されない。

(3) 施行日 令7年12月1日

2 期末手当の改定について

(1) 改定内容

一般職員の改定月数の改定率を準用し、年間の支給月数を引上げる。

(区長・副区長・常勤監査委員・教育長 0.04 月増 現行 3.99 月→4.03 月
区議会議員 0.04 月増 現行 4.22 月→4.26 月)

(2) 区長・副区長・常勤監査委員・教育長の支給月数

【現行】

	6月	12月	計
支給月数	1.995 月	1.995 月	3.99 月

【改定後】

	6月	12月	計
(1) 令和7年度	1.995 月	<u>2.035 月</u>	<u>4.03 月</u>
(2) 令和8年度以降	<u>2.015 月</u>	<u>2.015 月</u>	4.03 月

(3) 区議会議員の支給月数

【現行】

	6月	12月	計
支給月数	2.11 月	2.11 月	4.22 月

【改定後】

	6月	12月	計
(1) 令和7年度	2.11 月	<u>2.15 月</u>	<u>4.26 月</u>
(2) 令和8年度以降	<u>2.13 月</u>	<u>2.13 月</u>	4.26 月

(4) 施行日

- ア 令和7年度分 令和7年12月1日
イ 令和8年度以降分 令和8年4月1日

3 改正する条例名

- (1) 大田区長等の給料等に関する条例
- (2) 大田区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例
- (3) 大田区監査委員の給与等に関する条例
- (4) 大田区教育委員会教育長の給与等に関する条例
- (5) 大田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

大田区長等の給料等に関する条例（第1条による改正）新旧対照表

新	旧												
○大田区長等の給料等に関する条例 昭和23年10月21日 条例第33号	○大田区長等の給料等に関する条例 昭和23年10月21日 条例第33号												
第1条 (略)	第1条 (略)												
第2条 区長等の給料の額は、別表1による。	第2条 区長等の給料の額は、別表1による。												
第3条及び第4条 (略)	第3条及び第4条 (略)												
第5条 給料の支給方法並びに地域手当、通勤手当及び期末手当の額、支給方法その他支給に関しては、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第19号）の適用を受ける職員の例による。ただし、6月及び12月に支給する各期末手当の額は、それぞれ、次に掲げる額の合計額に <u>100分の203.5</u> を乗じて得た額に、同条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。 (1) 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額 (2) 前号の合計額に100分の20を乗じて得た額 (3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額	第5条 給料の支給方法並びに地域手当、通勤手当及び期末手当の額、支給方法その他支給に関しては、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第19号）の適用を受ける職員の例による。ただし、6月及び12月に支給する各期末手当の額は、それぞれ、次に掲げる額の合計額に <u>100分の199.5</u> を乗じて得た額に、同条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。 (1) 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額 (2) 前号の合計額に100分の20を乗じて得た額 (3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額												
2及び3 (略)	2及び3 (略)												
別表1 (第2条関係)	別表1 (第2条関係)												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">職名</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">区長</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;"><u>1,208,300円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">副区長</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;"><u>969,600円</u></td> </tr> </tbody> </table>	職名	給料月額	区長	<u>1,208,300円</u>	副区長	<u>969,600円</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">職名</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">区長</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;"><u>1,168,600円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">副区長</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;"><u>937,800円</u></td> </tr> </tbody> </table>	職名	給料月額	区長	<u>1,168,600円</u>	副区長	<u>937,800円</u>
職名	給料月額												
区長	<u>1,208,300円</u>												
副区長	<u>969,600円</u>												
職名	給料月額												
区長	<u>1,168,600円</u>												
副区長	<u>937,800円</u>												
別表2 (略)	別表2 (略)												

大田区長等の給料等に関する条例（第2条による改正）新旧対照表

新	旧
○大田区長等の給料等に関する条例 昭和23年10月21日 条例第33号	○大田区長等の給料等に関する条例 昭和23年10月21日 条例第33号
第1条から第4条まで (略)	第1条から第4条まで (略)
第5条 給料の支給方法並びに地域手当、通勤手当及び期末手当の額、支給方法その他支給に関しては、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第19号）の適用を受ける職員の例による。ただし、6月及び12月に支給する各期末手当の額は、それぞれ、次に掲げる額の合計額に <u>100分の201.5</u> を乗じて得た額に、同条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。	第5条 給料の支給方法並びに地域手当、通勤手当及び期末手当の額、支給方法その他支給に関しては、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第19号）の適用を受ける職員の例による。ただし、6月及び12月に支給する各期末手当の額は、それぞれ、次に掲げる額の合計額に <u>100分の203.5</u> を乗じて得た額に、同条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。
(1) 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額	(1) 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額
(2) 前号の合計額に100分の20を乗じて得た額	(2) 前号の合計額に100分の20を乗じて得た額
(3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額	(3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額
2及び3 (略)	2及び3 (略)
別表1及び別表2 (略)	別表1及び別表2 (略)
<u>付 則</u>	
<u>この条例中第1条の規定は令和7年12月1日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。</u>	

大田区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

新	旧																														
○大田区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例 昭和31年9月28日 条例第11号	○大田区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例 昭和31年9月28日 条例第11号																														
第1条 (略) (報酬の額)	第1条 (略) (報酬の額)																														
第2条 委員会の委員等の報酬は、選挙管理委員会の補充員を除き、月額とし、その額は、別表による。	第2条 委員会の委員等の報酬は、選挙管理委員会の補充員を除き、月額とし、その額は、別表による。																														
2 (略)	2 (略)																														
第3条及び第4条 (略)	第3条及び第4条 (略)																														
別表 (第2条関係)	別表 (第2条関係)																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">委員会の名称</th> <th colspan="2" style="text-align: left; padding: 2px;">報酬月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">教育委員会</td> <td style="padding: 2px;">委員</td> <td style="padding: 2px;"><u>257,200円</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px; vertical-align: bottom;">選挙管理委員会</td> <td style="padding: 2px;">委員長</td> <td style="padding: 2px;"><u>309,100円</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;">委員長職務代理者</td> <td style="padding: 2px;"><u>277,900円</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;">委員</td> <td style="padding: 2px;"><u>257,200円</u></td> </tr> </tbody> </table>	委員会の名称	報酬月額		教育委員会	委員	<u>257,200円</u>	選挙管理委員会	委員長	<u>309,100円</u>		委員長職務代理者	<u>277,900円</u>		委員	<u>257,200円</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">委員会の名称</th> <th colspan="2" style="text-align: left; padding: 2px;">報酬月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">教育委員会</td> <td style="padding: 2px;">委員</td> <td style="padding: 2px;"><u>248,800円</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px; vertical-align: bottom;">選挙管理委員会</td> <td style="padding: 2px;">委員長</td> <td style="padding: 2px;"><u>299,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;">委員長職務代理者</td> <td style="padding: 2px;"><u>268,800円</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;">委員</td> <td style="padding: 2px;"><u>248,800円</u></td> </tr> </tbody> </table>	委員会の名称	報酬月額		教育委員会	委員	<u>248,800円</u>	選挙管理委員会	委員長	<u>299,000円</u>		委員長職務代理者	<u>268,800円</u>		委員	<u>248,800円</u>
委員会の名称	報酬月額																														
教育委員会	委員	<u>257,200円</u>																													
選挙管理委員会	委員長	<u>309,100円</u>																													
	委員長職務代理者	<u>277,900円</u>																													
	委員	<u>257,200円</u>																													
委員会の名称	報酬月額																														
教育委員会	委員	<u>248,800円</u>																													
選挙管理委員会	委員長	<u>299,000円</u>																													
	委員長職務代理者	<u>268,800円</u>																													
	委員	<u>248,800円</u>																													
付 則 <u>この条例は、令和7年12月1日から施行する。</u>																															

大田区監査委員の給与等に関する条例（第1条による改正）新旧対照表

新	旧
○大田区監査委員の給与等に関する条例 平成4年12月4日 条例第71号	○大田区監査委員の給与等に関する条例 平成4年12月4日 条例第71号
第1条 (略) (給料額及び報酬額)	第1条 (略) (給料額及び報酬額)
第2条 人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから選任された監査委員（以下「識見監査委員」という。）で常勤のもの（以下「常勤の監査委員」という。）の給料の額は、月額 <u>65万4,100円</u> とする。 2 識見監査委員で非常勤のものの報酬の額は、月額 <u>37万2,800円</u> とする。 3 議員のうちから選任された監査委員の報酬の額は、月額 <u>17万9,100円</u> とする。	第2条 人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから選任された監査委員（以下「識見監査委員」という。）で常勤のもの（以下「常勤の監査委員」という。）の給料の額は、月額 <u>63万2,600円</u> とする。 2 識見監査委員で非常勤のものの報酬の額は、月額 <u>36万600円</u> とする。 3 議員のうちから選任された監査委員の報酬の額は、月額 <u>17万3,300円</u> とする。
第3条 (略) (その他の給与)	第3条 (略) (その他の給与)
第4条 (略) 2 (略) 3 期末手当の額は、6月及び12月に支給する場合のそれぞれについて、次に掲げる額の合計額に <u>100分の203.5</u> を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。 (1) 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額 (2) 前号の合計額に100分の20を乗じて得た額 (3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額 4から6まで (略)	第4条 (略) 2 (略) 3 期末手当の額は、6月及び12月に支給する場合のそれぞれについて、次に掲げる額の合計額に <u>100分の199.5</u> を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。 (1) 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額 (2) 前号の合計額に100分の20を乗じて得た額 (3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額 4から6まで (略)
第5条 (略)	第5条 (略)

大田区監査委員の給与等に関する条例（第2条による改正）新旧対照表

新	旧
○大田区監査委員の給与等に関する条例 平成4年12月4日 条例第71号	○大田区監査委員の給与等に関する条例 平成4年12月4日 条例第71号
第1条から第3条まで (略) (その他の給与)	第1条 (略) (その他の給与)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 期末手当の額は、6月及び12月に支給する場合のそれぞれについて、次に掲げる額の合計額に <u>100分の201.5</u> を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。 (1) 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額 (2) 前号の合計額に100分の20を乗じて得た額 (3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額	3 期末手当の額は、6月及び12月に支給する場合のそれぞれについて、次に掲げる額の合計額に <u>100分の203.5</u> を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。 (1) 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額 (2) 前号の合計額に100分の20を乗じて得た額 (3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額
4から6まで (略)	4から6まで (略)
第5条 (略) <u>付 則</u> <u>この条例中第1条の規定は令和7年12月1日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。</u>	第5条 (略)

大田区教育委員会教育長の給与等に関する条例（第1条による改正）新旧対照表

新	旧
○大田区教育委員会教育長の給与等に関する条例 昭和31年10月2日 条例第14号	○大田区教育委員会教育長の給与等に関する条例 昭和31年10月2日 条例第14号
第1条 (略) (給料の額)	第1条 (略) (給料の額)
第2条 教育長の給料は、月額 <u>86万7,500円</u> とする。	第2条 教育長の給料は、月額 <u>83万9,000円</u> とする。
第3条及び第4条 (略) (支給方法等)	第3条及び第4条 (略) (支給方法等)
第5条 給料の支給方法並びに地域手当、通勤手当及び期末手当の額、支給方法その他支給に関しては、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第19号）の適用を受ける職員の例による。ただし、6月及び12月に支給する各期末手当の額は、それぞれ、次に掲げる額の合計額に <u>100分の203.5</u> を乗じて得た額に、同条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。 (1) 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額 (2) 前号の合計額に100分の20を乗じて得た額 (3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額	第5条 給料の支給方法並びに地域手当、通勤手当及び期末手当の額、支給方法その他支給に関しては、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第19号）の適用を受ける職員の例による。ただし、6月及び12月に支給する各期末手当の額は、それぞれ、次に掲げる額の合計額に <u>100分の199.5</u> を乗じて得た額に、同条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。 (1) 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額 (2) 前号の合計額に100分の20を乗じて得た額 (3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額
2及び3 (略)	2及び3 (略)
第6条 (略)	第6条 (略)

大田区教育委員会教育長の給与等に関する条例（第2条による改正）新旧対照表

新	旧
○大田区教育委員会教育長の給与等に関する条例 昭和31年10月2日 条例第14号	○大田区教育委員会教育長の給与等に関する条例 昭和31年10月2日 条例第14号
第1条から第4条まで (略) (支給方法等)	第1条から第4条まで (略) (支給方法等)
第5条 給料の支給方法並びに地域手当、通勤手当及び期末手当の額、支給方法その他支給に関しては、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第19号）の適用を受ける職員の例による。ただし、6月及び12月に支給する各期末手当の額は、それぞれ、次に掲げる額の合計額に <u>100分の201.5</u> を乗じて得た額に、同条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。 (1) 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額 (2) 前号の合計額に100分の20を乗じて得た額 (3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額 2及び3 (略)	第5条 給料の支給方法並びに地域手当、通勤手当及び期末手当の額、支給方法その他支給に関しては、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第19号）の適用を受ける職員の例による。ただし、6月及び12月に支給する各期末手当の額は、それぞれ、次に掲げる額の合計額に <u>100分の203.5</u> を乗じて得た額に、同条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。 (1) 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額 (2) 前号の合計額に100分の20を乗じて得た額 (3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額 2及び3 (略)
第6条 (略) <u>付 則</u> <u>この条例中第1条の規定は令和7年12月1日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。</u>	第6条 (略)

大田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（第1条による改正）

新旧対照表

新	旧																
○大田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 昭和31年9月28日 条例第10号	○大田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 昭和31年9月28日 条例第10号																
第1条 (略) (議員報酬の額)	第1条 (略) (議員報酬の額)																
第2条 議会議員の議員報酬の額は、次のとおりとする。 議長の職にある議員 月額 <u>97万1,700円</u> 副議長の職にある議員 月額 <u>81万9,700円</u> 委員会委員長の職にある議員 月額 <u>68万8,400円</u> 委員会副委員長の職にある議員 月額 <u>66万300円</u> 議員 月額 <u>64万600円</u>	第2条 議会議員の議員報酬の額は、次のとおりとする。 議長の職にある議員 月額 <u>93万9,800円</u> 副議長の職にある議員 月額 <u>79万2,800円</u> 委員会委員長の職にある議員 月額 <u>66万5,800円</u> 委員会副委員長の職にある議員 月額 <u>63万8,600円</u> 議員 月額 <u>61万9,600円</u>																
第3条及び第4条 (略) (期末手当)	第3条及び第4条 (略) (期末手当)																
第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了等によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者に支給すべき第2条に定める議員報酬月額とその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額との合算額に <u>100分の215</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間（議員が任期満了等によりその職を離れ、その月又は翌月に再び議員に就職した場合には、引き続き在職したものとみなす。）の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。	第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了等によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者に支給すべき第2条に定める議員報酬月額とその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額との合算額に <u>100分の211</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間（議員が任期満了等によりその職を離れ、その月又は翌月に再び議員に就職した場合には、引き続き在職したものとみなす。）の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6か月</td> <td style="text-align: center;">100分の100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3か月以上6か月末満</td> <td style="text-align: center;">100分の60</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3か月未満</td> <td style="text-align: center;">100分の30</td> </tr> </tbody> </table>	在職期間	割合	6か月	100分の100	3か月以上6か月末満	100分の60	3か月未満	100分の30	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6か月</td> <td style="text-align: center;">100分の100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3か月以上6か月末満</td> <td style="text-align: center;">100分の60</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3か月未満</td> <td style="text-align: center;">100分の30</td> </tr> </tbody> </table>	在職期間	割合	6か月	100分の100	3か月以上6か月末満	100分の60	3か月未満	100分の30
在職期間	割合																
6か月	100分の100																
3か月以上6か月末満	100分の60																
3か月未満	100分の30																
在職期間	割合																
6か月	100分の100																
3か月以上6か月末満	100分の60																
3か月未満	100分の30																

新	旧
3 (略) 第6条 (略)	3 (略) 第6条 (略)

大田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（第2条による改正）

新旧対照表

新	旧																
○大田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 昭和31年9月28日 条例第10号	○大田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 昭和31年9月28日 条例第10号																
第1条から第4条まで (略) (期末手当) 第5条 (略)	第1条から第4条まで (略) (期末手当) 第5条 (略)																
2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了等によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者に支給すべき第2条に定める議員報酬月額とその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額との合算額に <u>100分の213</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間（議員が任期満了等によりその職を離れ、その月又は翌月に再び議員に就職した場合には、引き続き在職したものとみなす。）の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了等によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者に支給すべき第2条に定める議員報酬月額とその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額との合算額に <u>100分の215</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間（議員が任期満了等によりその職を離れ、その月又は翌月に再び議員に就職した場合には、引き続き在職したものとみなす。）の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th><th style="text-align: center;">割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6か月</td><td style="text-align: center;">100分の100</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">3か月以上6か月末満</td><td style="text-align: center;">100分の60</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">3か月未満</td><td style="text-align: center;">100分の30</td></tr> </tbody> </table>	在職期間	割合	6か月	100分の100	3か月以上6か月末満	100分の60	3か月未満	100分の30	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th><th style="text-align: center;">割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6か月</td><td style="text-align: center;">100分の100</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">3か月以上6か月末満</td><td style="text-align: center;">100分の60</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">3か月未満</td><td style="text-align: center;">100分の30</td></tr> </tbody> </table>	在職期間	割合	6か月	100分の100	3か月以上6か月末満	100分の60	3か月未満	100分の30
在職期間	割合																
6か月	100分の100																
3か月以上6か月末満	100分の60																
3か月未満	100分の30																
在職期間	割合																
6か月	100分の100																
3か月以上6か月末満	100分の60																
3か月未満	100分の30																
3 (略) 第6条 (略) <u>付 則</u> <u>この条例中第1条の規定は令和7年12月1日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。</u>	3 (略) 第6条 (略)																